

## 海外療養費を申請される方へ

海外旅行中、赴任中に病気やケガでやむをえず現地の医療機関で診療を受けた場合、申請により一部医療費の払い戻しを受けることができます。

支給対象となるのは、日本国内で診療を受けた場合に、健康保険の適用が受けられる治療に限られます。

また、はじめから治療目的で海外へ渡航した場合は支給対象外です。

### 支給金額について

日本国内の医療機関等で同じ傷病を治療した場合にかかる治療費を基準に計算した額（実際に海外で支払った医療費の方が低いときはその額）から自己負担相当額（患者負担分）を差し引いた額を支給します。

このため、海外で支払われた医療費の総額から自己負担相当額を差し引いた額が支給される訳ではありませんので、支給額が大幅に少なくなることがあります。

### 申請手続きについて

海外療養費の申請には、下記の書類が必要となります。

- ・ 医科の場合・・・① ② ③ ⑤
- ・ 歯科の場合・・・① ③ ④ ⑤

**提出書類** 全項目について医師の記入・署名が必要です。（邦訳が必要となります）

※ 申請人が記入した場合や、署名がない場合は受付できません。

様式A・B・Cともに、各月ごと、受診者ごと、医療機関ごと、入院・外来ごとに1枚ずつ証明が必要となります。

- ① 療養費支給申請書
- ② 診療報酬内容明細書（様式A）  
（健康保険用国際疾病分類番号をご証明いただく際は、「社会保険表章用国際疾病分類表」を参照にしてください。）
- ③ 領収明細書（様式B）
- ④ 歯科診療内容明細書（様式C）
- ⑤ 領収書（原本）（海外の受診病院で発行されたもの）

### 償還の方法

在職中の療養費は健保組合から事業主への委任払いとなり、当組合から直接支払うことはありません。

### 注意事項

※発病または負傷の原因が業務上、または通勤途上中の事故による場合は、労災保険からの給付が適用となるため健康保険から海外療養費は支給されません。

※海外で医療費の支払いをした日の翌日から起算して2年を経過すると、時効により申請できなくなりますので、ご注意願います。